資料2

地域密着型サービス事業所の運営状況について

集計期間：令和４年度～令和６年度（令和７年２月１日時点）の直近３年間
対象事業所：草津市内　地域密着型サービス

◆新規指定事業所数

年度	サービス種別	事業所数
R4	地域密着型通所介護	1
R5	小規模多機能型居宅介護	1
R6	地域密着型通所介護	3

◆廃止事業所数

年度	サービス種別	事業所数
R4	なし	
R5	地域密着型通所介護	1
R6	地域密着型通所介護	1

【廃止理由】
・コロナ禍以降の利用者減少による収益悪化
・建物の老朽化、利用者減少による収益悪化

収益悪化を理由に廃止する事業所もありますが、立地や特性を生かしてサービスを提供する事業所の新規申請が廃止事業所より多くあることから、市民に対する地域密着型サービスの供給は維持できていると考えています。

◆中学校区ごとの事業所数

（参考）

	定期巡回随時対応型訪問介護看護	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	地域密着型介護老人福祉施設	看護小規模多機能型居宅介護	地域密着型通所介護	通所介護	介護老人福祉施設
高穂圏域			2	1	1		1	7	3
草津圏域	1		3	1		1	4	3	
老上圏域			1	2	2		5	2	1
玉川圏域			1				2	2	1
松原圏域			1	1	1		6	3	3
新堂圏域		1	2	2	1		1	3	
計	1	1	10	7	5	1	19	20	8

○運営指導における指導内容

運営指導にかかるデータ集計には、居宅介護支援も含んでいます。

⑴運営指導を行った事業所数　※対象数は、各年度の４月１日時点

	R4	R5	R6
対象数	80	84	79
実施数	28	26	29
文書指摘	5	2	3
改善勧告	1	3	3

文書指摘以上の指導を行う割合として、直近３年間はほぼ変動はありませんでした。
監査に基づく業務改善勧告を行ったケースとしては以下の通りです。
令和４年度　１件
令和５年度　１件
令和６年度　１件

⑵指導内容の推移

直近３年間に行った運営指導において、指示・指摘事項については以下の通りです。

◆口頭指示事項（上位４事項）

	R4	R5	R6
1	受給資格等の確認	受給資格等の確認	受給資格等の確認
2	業務継続計画の策定	業務継続計画の策定	運営規程の表記見直し
3	衛生管理に関する事項の整備	虐待の防止に係る措置の整備	虐待の防止に係る措置の整備
4	虐待の防止に係る措置の整備	衛生管理に関する事項の整備	業務継続計画の整備

例年、草津市指定介護サービス事業所を対象に行う集団指導において、運営指導の結果報告を行っており、「受給資格等の確認」についても留意点として周知していますが、指導することが最も多い運営基準項目です。

「業務継続計画の策定」・「衛生管理に関する事項の整備」・「虐待の防止に係る措置の整備」の項目については、令和５年度末までは経過措置期間であり努力義務でしたが、令和６年度からは義務付けられました。

◆文書指摘事項

R4	R5	R6
加算にかかる過誤請求	加算にかかる過誤請求	管理者の責務
運営推進会議の定期開催	居宅サービス計画作成にかかる利用者支援	居宅サービス計画作成にかかる利用者支援
要介護認定の申請に係る援助		虐待の防止に係る措置の未整備による減算
居宅サービス計画作成にかかる利用者支援		

例年、文書指摘を行うのは、「居宅介護支援」に多い傾向があり、加算請求に関する事項について過誤請求につながりやすいケースは、集団指導や事業所宛メールにて指導を行っています。

◆運営指導に基づく業務改善勧告

	改善勧告事項
R4	なし
R5	⑴居宅介護支援 昨年度の特定事業所集中減算に係る指導に対して状況が改善されていない事実を確認した。 当該事項について令和2年前期から続いている状況であることを鑑み、法人の業務管理体制（法令遵守）責任者とも相談し、改善計画を草津市に提出すること。 ➡改善されている状況が確認できず、令和6年度も業務改善勧告を行った。 ⑵居宅介護支援 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付について、居宅サービス事業所との連携が十分でなかったことや、市へ報告を怠っていたことから事後の申請手続きとなった事例を確認した。 前回の運営指導時にも指摘しており改善が見られなかった状況を鑑み、情報共有のあり方と改善プロセスを載せた改善計画を作成し、市に提出すること。 ➡令和6年度の運営指導時において、改善計画に沿って運営していることを確認した。
R6	資料1参照

◆監査に基づく業務改善勧告

	サービス種別	監査内容	改善勧告事項
R4	居宅介護支援	サービス担当者会議の未開催	監査のほか、利用者・利用者家族にも聞き取りを行い、サービス担当者会議の未開催を確認した。 運営基準違反に該当した原因の追求および具体的改善策を記載した改善計画を作成し、市に提出すること。 ➡令和5年度の運営指導時において、改善されていることを確認した。
R5	地域密着型 通所介護	機能訓練指導員の未配置	監査の結果、機能訓練指導員の未配置を確認した。 法人としての管理体制の見直しや、改善プロセスおよび再発防止策を載せた改善計画を作成し、市に提出すること。 ➡令和6年度の運営指導時において、改善されていることを確認した。
R6	小規模多機能型 居宅介護	資料1参照	資料1参照